仙台市水道局規程第二十一号

仙台市水道局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

会和七年九月三十日

仙台市水道事業管理者 加 藤 邦 治

仙台市水道局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市水道局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年仙台市水道局規程第三号)の一部を次のように改正する。

現 行

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を 紹える勤務の制限)

第六条の二 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民 法 (明治二十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の 規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特 別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求 に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) で あって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二 年法律第百六十四号) 第二十七条第一項(同項第三号に係る部 分に限る。以下この項において同じ。) の規定により同法第六 条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託され ている児童及びこれらに準ずる者として、同条第一号に規定す る養育里親である職員(同法第二十七条第四項に規定する者の 意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に 規定する養子縁組里親として**当該**児童を委託することができ ない職員に限る。) に同法第二十七条第一項の規定により委託 されている当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十 七条、第二十条第一項、第二十八条の二及び別表第二において 同じ。) のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、 深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この 項において同じ。) において常態として当該子を養育すること ができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合にお ける当該職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当 該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を 妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

[一~三 略]

2 · 3 [略]

4 前三項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子若しくは 配偶者の父母又は次項に規定する親族等で負傷、疾病又は老齢 により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障が あるものを介護する職員について準用する。この場合におい て、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明 治二十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の規定に より職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子 縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって 当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律 第百六十四号) 第二十七条第一項(同項第三号に係る部分に限 る。以下この項において同じ。)の規定により同法第六条の四 第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている 児童及びこれらに準ずる者として、同条第一号に規定する養育 里親である職員(同法第二十七条第四項に規定する者の意に反 するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定す る養子縁組里親として**当該**児童を委託することができない職 員に限る。) に同法第二十七条第一項の規定により委託されて 改正後

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を 超える勤務の制限)

第六条の二 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民 法 (明治二十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の 規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特 別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求 に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) で あって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二 年法律第百六十四号) 第二十七条第一項(同項第三号に係る部 分に限る。以下この項において同じ。)の規定により同法第六 条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託され ている児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員(同 法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規 定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親とし て児童を委託することができない職員に限る。) に同法第二十 七条第一項の規定により委託されている当該児童を含む。以下 この項から第三項まで、第十七条、第二十条第一項、第二十八 条の二、第三十二条の五第二項及び別表第二において同じ。) のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午 後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項におい て同じ。) において常態として当該子を養育することができる ものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該 職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養 育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場 合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

[一~三 略]

2 • 3 「略]

4 前三項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子若しくは 配偶者の父母又は次項に規定する親族等で負傷、疾病又は老齢 により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障が あるものを介護する職員について準用する。この場合におい て、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明 治二十九年法律第八十九号) 第八百十七条の二第一項の規定に より職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子 縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る 家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって 当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律 第百六十四号)第二十七条第一項(同項第三号に係る部分に限 る。以下この項において同じ。)の規定により同法第六条の四 第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている 児童及び同条第一号に規定する養育里親である職員(同法第二 十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定によ り、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として児童 を委託することができない職員に限る。) に同法第二十七条第 一項の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項 いる当該児童を含む。以下この項から第三項まで、第十七条、 第二十条第一項、第二十八条の二及び別表第二において同じ。) のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午 後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項におい て同じ。) において常態として当該子を養育することができる ものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該 職員を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養 育する」とあるのは「第四項に規定する日常生活を営むのに支 障がある者(以下この項から第三項までにおいて「要介護者」 という。) のある職員が、管理者が定めるところにより、当該 要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜 (午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。) における と、第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とある のは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、 当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とある のは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の 始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところに より、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、 管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読 み替えるものとする。

5・6 [略]

(短期介護休暇)

第二十九条 短期介護休暇は、配偶者、父母、子、配偶者の父母 及び親族等(第六条の二第五項各号に掲げる者(同項第一号及 び第六号に掲げる者以外の者にあっては、職員と同居している 者に限る。)をいう。第三十二条第一項第一号及び第三十二条 の五第一項において同じ。)で負傷、疾病又は老齢により五日 間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下この条 において「短期要介護者」という。)の介護又は短期要介護者 の通院等の付添い、短期要介護者が介護サービスの提供を受け るために必要な手続の代行その他の短期要介護者の必要な世 話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当で あると認められる場合において与えるものとし、その日数は、 一年度を通じ五日(短期要介護者が二人以上の場合にあって は、十日) 以内の必要な日数(育児短時間勤務職員等及び任期 付短時間勤務職員にあっては、この日数に第二条第三項又は第 四項の規定により当該育児短時間勤務職員等又は任期付短時 間勤務職員に割り振られた一週間当たりの勤務日の日数を五 日で除して得た数を乗じて得た日数(一日未満の端数があると きは、これを切り捨てた日数))とする。

2 [略]

(家庭支援休暇)

第三十二条 [略]

2 家庭支援休暇の単位は、一日又は一時間とし、一時間を単位 とする家庭支援休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、 又は終業の時刻まで連続した四時間(介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該 介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を 超えない範囲内の時間とする。

3 [略]

(介護部分休業)

第三十二条の四 [略]

2 · 3 [略]

から第三項まで、第十七条、第二十条第一項、第二十八条の二、 第三十二条の五第二項及び別表第二において同じ。) のある職 員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時 から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同 じ。) において常熊として当該子を養育することができるもの として次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員 を除く。)が、管理者が定めるところにより、当該子を養育す る」とあるのは「第四項に規定する日常生活を営むのに支障が ある者(以下この項から第三項までにおいて「要介護者」とい う。) のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介 護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午 後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)における」と、 第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、 管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは 「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該 要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理 するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは 「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期 に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところによ り、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、 管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読 み替えるものとする。

5 • 6 [略]

(短期介護休暇)

第二十九条 短期介護休暇は、配偶者、父母、子、配偶者の父母 及び親族等(第六条の二第五項各号に掲げる者(同項第一号及 び第六号に掲げる者以外の者にあっては、職員と同居している 者に限る。)をいう。第三十二条第一項第一号及び第三十二条 の六第一項において同じ。) で負傷、疾病又は老齢により五日 間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下この条 において「短期要介護者」という。)の介護又は短期要介護者 の通院等の付添い、短期要介護者が介護サービスの提供を受け るために必要な手続の代行その他の短期要介護者の必要な世 話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当で あると認められる場合において与えるものとし、その日数は、 一年度を通じ五日(短期要介護者が二人以上の場合にあって は、十日) 以内の必要な日数(育児短時間勤務職員等及び任期 付短時間勤務職員にあっては、この日数に第二条第三項又は第 四項の規定により当該育児短時間勤務職員等又は任期付短時 間勤務職員に割り振られた一週間当たりの勤務日の日数を五 日で除して得た数を乗じて得た日数(一日未満の端数があると きは、これを切り捨てた日数))とする。

2 「略]

(家庭支援休暇)

第三十二条 [略]

2 家庭支援休暇の単位は、一日又は一時間とし、一時間を単位 とする家庭支援休暇は、一日を通じ四時間(介護部分休業の承 認を受けて勤務しない時間がある日については、四時間から当 該介護部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) を超えない範囲内の時間とする。

3 [略]

(介護部分休業)

第三十二条の四 [略]

2 · 3 [略]

4 介護部分休業の単位は、三十分とし、介護部分休業は、一日 を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承 認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間か ら当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間) を超えない範囲内の時間とする。

5 「略]

[新設]

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意 向確認等)

第三十二条の五 管理者は、職員が管理者に対し、その配偶者、 父母、子、配偶者の父母又は親族等が当該職員の介護を必要と する状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、 仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次 条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を 知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u> (同条において「申告等」という。)に係る当該職員の意向を

- 4 介護部分休業の単位は、三十分とし、<u>仙台市水道局職員の育</u> **児休業等に関する規程(平成四年仙台市水道局規程第四号)第** 六条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で 請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日<u>の</u> <u>介護部分休業</u>については、<u>一日につき</u>二時間から当該部分休業 の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲 内の時間とする。
- 5 「略]

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認 等)

- 第三十二条の五 管理者は、仙台市職員の育児休業等に関する規則(平成四年仙台市規則第四十二号)第五条の五第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次 号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事 項を知らせるための措置
 - 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(次項第二号、 次条第一項及び第三十二条の七において「請求等」という。) に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - 三 仙台市職員の育児休業等に関する規則第五条の五第一項 の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する 申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に 発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活 との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出 職員の意向を確認するための措置
- 2 管理者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項に おいて「対象職員」という。)に対して、対象職員の子が一歳 十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の 翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならな い。
 - 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次 号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事 項を知らせるための措置
 - 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を 確認するための措置
 - 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を 確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなけれ ばならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意 向確認等)

第三十二条の六 管理者は、職員が管理者に対し、その配偶者、 父母、子、配偶者の父母又は親族等が当該職員の介護を必要と する状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、 仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次 条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を 知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職 員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ 確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 [略]

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十二条の六 管理者は、介護両立支援制度等の**申告等**が円滑 に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければな らない。

[一~三 略]

ならない。

2 [略]

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十二条の七 管理者は、介護両立支援制度等の**請求等**が円滑 に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければな らない。

[一~三 略]

附則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(水道局総務部総務課)